

東京都板橋区立企業活性化センター指定管理者候補団体の選定に関する要綱

(令和2年5月27日 区長決定)

(令和2年6月25日 一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区立企業活性化センター条例（平成14年板橋区条例第27号。以下「条例」という。）第27条及び東京都板橋区立企業活性化センター条例施行規則（平成18年板橋区規則第28号）第25条第1項に基づき、板橋区立企業活性化センター（以下「センター」という。）の指定管理者に最も適した団体（以下「指定管理者候補団体」という。）の選定について必要な事項を定めることを目的とする。

(選定委員会の設置)

第2条 指定管理者候補団体を選定するため、板橋区立企業活性化センター指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(選定対象)

第3条 委員会は、条例第27条第2項の規定により申請した団体（以下「申請団体」という。）の中から指定管理者候補団体の選定を行うものとする。

(組織及び委員の構成)

- 第4条 委員会は、区長が委嘱し、又は任命する委員5人をもって構成することとし、うち3人を創業支援・産業振興に関して専門的知識・経験を有する外部委員とする。
- 2 前項の委員のうち区長が任命する委員は、産業経済部長及び産業経済部産業振興課長とする。
 - 3 委員会の委員長は産業経済部長とし、委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
 - 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名したものがその職務を代理する。
 - 5 委員の任期は、委嘱又は任命された日から、選定した指定管理者候補団体が区とセンターの管理に関する協定を締結した日までとする。

(委員会)

- 第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員長は、委員定数の半数以上の委員の出席がなければ委員会を開くことができない。
 - 3 委員長は、必要に応じ委員以外の者を委員会に出席させることができる。

4 委員会は、非公開とする。

(所轄事務)

第6条 委員会は、第8条の審査項目にしたがい、指定管理者候補団体を選定し、区長に報告するものとする。

2 委員会は、前項の規定による選定及び報告以外の事項について、必要があると認めるときは、区長に意見を述べることができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、公正、公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、直接間接を問わず、申請団体による申請に関与してはならない。

3 委員が申請団体の申請に関与したことが判明したときは、委員会は、当該委員を当該申請に係る選定から除外することができる。

4 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。任期が終了した後も同様とする。ただし、区長が公表した情報及び委員会が公表した情報については、この限りではない。

(審査項目)

第8条 指定管理者候補団体の選定は、条例第27条第3項各号に掲げる選定の基準に応じ、次の各号に掲げる審査につき、当該各号に掲げる審査項目により行うものとする。

(1) 第一次審査

ア 参加資格要件

イ 経営基盤

(2) 第二次審査

ア 管理運営の妥当性

(ア) 民間能力の活用、住民サービスの向上

(イ) 管理運営経費の節減

イ 管理運営主体の適格性

(ア) 団体の経営方針、管理運営能力、実績・専門性等

(イ) 行動規範、社会的責任・貢献等

(審査方法)

第9条 委員会は、前条の選定に係る審査を次のとおり行う。

(1) 第一次審査

ア 前条第1号に掲げる審査項目について、申請団体が提出する書類により審査し、当該審査項目の要件を満たしている申請団体を第一次審査通過団体とする。

イ アの審査による結果、要件を満たしている申請団体が5団体を超える場合は、前条第2号に掲げる審査項目に基づき評価し、評価点の高い団体から順に5団体以内を第一次審査通過団体とする。

なお、当該評価点は、次号の第二次審査の評価に加算又は減算することはない。

(2) 第二次審査

ア 前条第2号に掲げる審査項目について、前号の規定により選定された第一次審査通過団体が提出した事業計画書等の内容、プレゼンテーション及び質疑応答により審査する。

イ アによる審査の結果、評価の最も高い団体を指定管理者候補団体として、次いで評価の高い団体を次点として選定する。

2 委員会は、前項の審査の終了後、全ての申請団体に対して当該審査の結果を通知するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、産業経済部産業振興課が処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、産業経済部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年5月27日から施行する。
- 2 東京都板橋区立企業活性化センター指定管理者候補団体の選定に関する要綱(平成17年12月19日区長決定)は、廃止する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和2年6月25日から施行する。